#### 特定非営利活動法人 成年後見センターもだま

〒525-0027

草津市野村八丁目5番19号 サニーハイツピア 105 号室

FAX:077-598-0888

E-mail modama.npo@triton.ocn.ne.jp

2021年1月発行 もだま TEL:077-598-0246 通 No. 58

#### 「統計からみる成年後見制度」

土井 裕明 (もだま副理事長)

最高裁判所は、成年後見制度がスタートした2000年以降、毎年「成年後見関係事件の概況」と いう統計資料を公表しています。簡単な数値の羅列なのですが、経年比較でみていくと成年後見制度 が家族内の問題から社会的な問題に変わってきていることが読み取れます。

まずは、被後見人と後見人との関係から。制度発足の当初後見人の91%は親族で、第三者後見人 は9%しかいませんでした。 成年後見制度の前身である禁治産制度の時代には、配偶者がいる場合には 配偶者が当然に後見人になるものとされていましたから、最初は親族後見が当たり前だったのでしょ う。その後、第三者後見人の割合は増え続け、2012年には第三者後見人の割合が親族後見人を上 回ります。最新の2019年の統計では、78%が第三者後見人です。今や、親族後見人は少数派にな ったのです。

次に、被後見人と申立人との関係。2000年、市町村長申立は全体のわずか0.5%しかありま せんでした。こちらも徐々に増え続け、2019年では成年後見関係事件の22%が市区町村長申立と なっています。後見申立を家族に任せておく時代から、自治体が積極的に関わっていく時代になって きていると言えます。

もう一つ、本人申立による事件の増加も顕著です。2000年には本人申立の後見関係事件は 2. 9%でした。2019年は18. 6%です。後見を必要とする人が、自発的に申立をすることは考 えにくく、本人申立には必ず支援者、それも親族以外の支援者がいるはずです。

申立の準備はすべて支援者が行い、形式上、本人が申し立てるわけです。首長申立と本人申立を合 わせると、全体の4割になります。

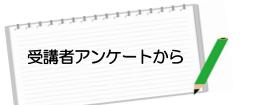
最後に、申立の総件数。2000年の申立件数は9,007件、2019年は35,959件。ま だ十分とは言えないまでも、成年後見制度は社会全体に広がってきていると言って良いでしょう。

# コロナ個の出前護座

さる 1 1月 2 6 日、草津市障害児(者)自立支援協議会主催の研修会において「権利擁護について」というテーマでお話をさせていただきました。今般の新型コロナ感染拡大をうけて、ZOOM を使ったオンライン研修会という形式で、慣れない準備に開催関係者の皆様にはご苦労いただきました。ありがとうございました。

私自身もオンライン研修会に参加させていただくことはありましたが、講師の立場としては初めての経験で、受講者の皆さまの反応が見えない中でお話をさせていただくことは、正直不安もありました。私たちは普段の生活の中で他者とコミュニケーションをとる際、無意識の内に相手の反応に合わせて言葉を選んだり、表情を作ったりしています。\*メラビアンの法則によると、人と人が話をするときに、言葉から受ける影響は全体のわずか7%で、言葉以外の表情やしぐさ、身ぶり手ぶりなどのいわゆる非言語的コミュニケーションからの影響がほとんどだそうです。普段研修会など対面でお話をさせていただく時も、一方的にこちらが話しているようで、実は受講者の方々の表情や視線、しぐさなどから色々な情報を得ていたわけですが、今回オンラインでその非言語的コミュニケーションが遮断されたことで、自分が如何に不安になり、如何に緊張が増大し、如何に"それ"が大切なものだったのかを思い知らされました。

私たちが普段関わる高齢者や障がい者の方々の中にも、この非言語的コミュニケーションに困難さを抱えている方がたくさんおられます(発信、受信の両面において)。普段当たり前のように言語によるコミュニケーションに頼っていても、実はそれがあやふやで不確かなものかということを、今回のことで改めて痛感しました。ご本人の権利擁護には、その人らしい生き生きとした意思の表出を支援することが求められます。言葉によるコミュニケーションだけに頼るのではなく、ご本人の不安や緊張を取り除き、心からの意思を引き出すための非言語的コミュニケーションを磨きたいものです。



\*メラビアンの法則とは、「人間は他人とコミュニケーションをとる時は、言語7% 聴覚38% 視覚55% の3つの情報から相手を判断している」と仮定した法則。

- 本人が困らないようにと、つい先回りしすぎてしまう事があるが、「失敗する権利」を護り 本人の成長を見守るスタンスを取ることができるように心がけていきたいと感じた。
- 自己決定の中のバランスを、本人・チームと一緒に考えていくことが大切だと思った。正解がないからこそ難しさがあると思った。
- 感染予防と合わせ、自社で研修に参加でき時間的にも余裕ができるので参加しやすかった。

## 最近のきだき

昨年からの新型コロナウィルス感染拡大予防として、もだまが受任させていただいている 方々で施設や病院におられる方への面会が制限されているため、もう 1 年近く直接お出会いで きない状態が続いています。ご本人の様子などについては施設の担当者や病院の相談員から報 告を受けていますが、面会制限が解除され安心してお出会いできる日が一日も早く来ることを 心待ちにしているところです。

相談業務では、昨年度に比べ約1.5倍の相談件数となっています。その背景には、地域の発見が遅れた。早い時期ならサービス利用等で対応できたかもしれなかった。地域との関わりが希薄になり家の中に閉じこもっていた。派遣切りになり収入がなくなりまわりとの関係性がなくなり孤立したなど、コロナ禍での社会の影響も一因しているのではないでしょうか。

このような中でも、インターネットを活用したオンライン研修会や会議などが全国的に開催されています。今までは旅費や日程などを考えてなかなか参加できなかった研修会などにも、パソコン環境さえ整えば容易に参加することができるようになっています。

外で多くの人と交わることができない状況下ですが、希望すれば色々な研修や催し物に業務と して参加できることは、唯一喜ばしいことだと思っています(ただ、活用内容によって向き不 向きはあるなと思う事もありますが・・・)

ということで、最近のもだまは、後見活動や相談業務の合間を縫って、慣れないインターネット研修にも励んでいます。

#### ≪追加≫

銀行の各種手数料改定により、出金や入金や両替などの際の硬貨の枚数制限が縮小され手数 料がかかる場合があります。受任者さんのお金をお預かりする中でなるべく手数料がかからな いよう工夫しながらの事務手続きになります。

Brance . R. V. A. Man R. . . Market Brance . R. V. A. Man

#### この1年もどうぞよろしくお願いいたします。

もだまの職員は、現在7人です。相談員3人、法人の事務も合わせた事務担当は4人。 決して十分な職員体制ではありませんが、一人一人が自身の健康管理に努め、自分の役割や業務に向き合っています。この人数ですから、誰一人として欠けることはできません。年齢(?) も気にしていられません。関係者のみなさんや、支援を必要とされておられる方々と共に活動に取り組んでいければと思っています。







### 相談員を募集

『 募集要件 』

\*募集:正規相談員 1名

\* 資格: 福祉関係施設での相談員経験/ 社会福祉士(あれば尚可)

普通自動車免許(AT限定可•運転経験有)

資格取得見込者も応募可

\* 給 与 : 基本給 180,000円 (経験による加算あり)

\* 諸 手 当 : 資格手当(5,000円)時間外手当 / 通勤手当 / 賞与あり

社会保険加入

\* 勤務時間 : 9時~17時

\* 年齢制限 : 45歳以下(長期勤務によるキャリアを図るため)

\* 有給休暇 : 初年度 10日間(6ヶ月継続勤務後)

\* 休日等: 土日祝 年末年始 GW 夏季休暇

\* 試行期間 : 6か月

60000 10000

田村

もだまは、世界最大級のマメ科の植物です。

種子が海流に乗って移動することで分布を広げていきます。私たちもこの地域にしっかりと根を下ろし、身近な存在として成長してきたいと活動しています。

昨年2月から、もだまの後見事務員としまの後見事務員とします。
もだまに勤務しております、
もだまに勤務しております、
大制度も分からず、戸が、最初は、成年後見が、最初は、成年後見まが、よろしくお願い事がたくさんあります。
おおします。
おおります、
おからず、戸が、最初は、よろしくお願い事がたくさんあります。

新任職員紹介



「もだま」の活動趣旨にご賛同いただける方を募集しています。 個人、団体を問わず皆様の入会を心よりお待ちいたしております。

#### 会員募集

#### ●正会員年会費●

#### ●賛助会員年会費●

個人1口 3,000円 個人1口 2,000円

団体1口 10,000円

団体 1 口 5,000円

TEL:077-598-0246 FAX:077-598-0888 E-mail modama.npo@triton.ocn.ne.jp

※ご入会・ご支援の申込みは、所定の振込用紙がありますので事務局までご連絡下さい。